

三重県景観整備機構の指定等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、景観法（平成16年法律第110号。以下、「法」という。）第5章の規定に基づく景観整備機構（以下、「機構」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第92条第1項の規定による機構の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した景観整備機構指定申請書（様式第1号）を知事に2部（正副各1部）提出しなければならない。

- (1) 法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 事務所の所在地
- (3) 機構として行おうとする業務

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款又は寄付行為
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 組織図及び事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書及び事業活動収支決算書並びに貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び事業活動収支予算書
- (7) その他機構の業務に関し参考となる書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類

(機構の指定)

第3条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次に掲げる基準のいずれにも該当すると認めるときは、当該申請者を機構として指定するものとする。

- (1) 事業執行体制が、法第93条に規定する機構の業務を適正かつ確実に行うことができることと認められること。
- (2) 法第93条に規定する機構の業務を的確かつ確実に行うために必要な経済的基礎を有すると認められること。
- (3) 法第95条第3項の規定により指定を取り消された者にあつては、その処分の日から2年以上経過した法人であること。

2 知事は、法第92条第1項の規定による指定をした場合には、「景観整備機構指定書」（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(名称等の変更の届出等)

第4条 機構は、第2条第1項の規定による申請書に掲げる事項のうち、同項第1号又は第2号に掲げる事項を変更しようとするときは、「名称等変更届出書」(様式第3号)に必要事項を記入し、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 機構は、第2条第1項の規定による申請書に掲げる事項のうち、同項第3号に掲げる事項に係る内容に変更があったときは、変更があった日から30日以内に「業務変更報告書」(様式第4号)に必要事項を記入し、知事に報告しなければならない。

(事業報告等)

第5条 機構は、毎事業年度の事業開始後速やかに、事業計画書及び事業活動収支予算書を知事に提出しなければならない。

2 機構は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書及び事業活動収支決算書を知事に提出しなければならない。

附則

この要領は、平成20年7月23日から施行する。

附則

この要領は、令和3年1月28日から施行する。